

令和6年高取町議会第2回定例会提案理由説明

本定例会に上程いたします議案は、報告案件11件、議決案件9件、合計20件です。
なお、各議案につきましては、後日各委員会で関係課長から詳細を説明いたします。

日程4 「報第1号 専決処分の報告について（令和6年3月28日専決）（令和5年度高取町一般会計補正予算（第10号）」

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、同条第3項の規定により、議会に報告するとともに、その承認を求めるものです。

繰越明許費の補正

繰越明許費	48,600,000円
繰越額	48,600,000円

(繰越額内訳)

総務費／総務管理費／新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業	28,600,000円
土木費／道路橋梁費／町単道路維持補修事業	20,000,000円

日程5 「報第2号 専決処分の報告について（令和6年3月29日専決）（令和5年度高取町一般会計補正予算（第11号）」

歳入歳出予算の補正

補正予算額	140,000千円
(財源内訳)	
地方交付税／地方交付税	140,000千円
補正後予算総額	4,451,356千円

《予算委員会》

- ・基金費において、減債基金積立金など各基金に積み立てを行うため、諸支出金140,000千円を増額補正するものです。

<総務課>

日程6 「報第3号 専決処分の報告について（令和6年3月31日専決）（高取町税条例の一部改正について）」

《総務経済建設委員会》

- ・令和6年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正等が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、令和6年度分の個人住民税の定額減税の実施、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続等について、所要の整備を図る必要があるため、高取町税条例の一部を改正したものです。

<税務課>

日程7 「報第4号 専決処分の報告について（令和6年3月31日専決）（高取町国民健康保険税条例の一部改正について）」

《総務経済建設委員会》

- ・令和6年度税制改正に伴う地方税法の一部改正が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の基準額の引き上げを行うため、高取町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

<税務課>

日程8 「報第5号 専決処分の報告について（令和6年4月1日専決）（高取町指定居宅介護支援等の運営基準等を定める条例の制定について）」

《教育厚生委員会》

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を町が定めなければならない事項を除き、省令に準じ運用するため、従前より運用している条例を廃止し、新たに制定したものです。

<福祉課>

日程 9 「報第6号 専決処分の報告について（令和6年4月1日専決）（高取町指定介護予防支援等の運営基準等を定める条例の制定について）」

《教育厚生委員会》

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を町が定めなければならない事項を除き、省令に準じ運用するため、従前より運用している条例を廃止し、新たに制定したものです。

<福祉課>

日程 10 「報第7号 専決処分の報告について（令和6年4月1日専決）（高取町指定地域密着型サービスの運営基準等を定める条例の制定について）」

《教育厚生委員会》

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準等を町が定めなければならない事項を除き、省令に準じ運用するため、従前より運用している条例を廃止し、新たに制定したものです。

<福祉課>

日程 11 「報第8号 専決処分の報告について（令和6年4月1日専決）（高取町指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等を定める条例の制定について）」

《教育厚生委員会》

- ・指定地域密着型介護予防サービス事業の人員及び運営に関する基準等を町が定めなければならない事項を除き、省令に準じ運用するため、従前より運用している条例を廃止し、新たに制定したものです。

<福祉課>

日程 12 「報第9号 専決処分の報告について（令和6年5月2日専決）（行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)」

《総務経済建設委員会》

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴う規定の整備を行うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したものです。

<総務課>

日程13 「報第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について」

繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

<総務課>

1. 令和5年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書

《予算委員会》

繰越明許費	329,367,000円
繰越額	329,367,000円

(繰越額内訳)

総務費／総務管理費／防犯カメラ設置事業

655,000円

総務費／総務管理費／新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

28,600,000円

総務費／戸籍住民基本台帳費／社会保障・税番号制度 戸籍附表・住民記録システム改修委託事業

9,086,000円

総務費／統計調査費／町道未登記処理事業

4,900,000円

民生労働費／児童福祉費／就学前教育・保育施設整備交付金事業	36,126,000円
衛生費／保健衛生費／新型コロナウイルスワクチン接種事業	426,000円
農林商工費／農業費／ため池防災対策計画事業	105,000,000円
土木費／道路橋梁費／町単道路維持補修事業	34,000,000円
土木費／河川費／緊急自然災害防止対策事業 河川改修工事	7,500,000円
土木費／都市計画費／壺阪山駅西側支障木伐採事業	4,000,000円
土木費／住宅費／町営住宅管理事業	24,370,000円
消防費／消防費／地域防災計画策定事業	21,549,000円
教育費／教育総務費／旧育成幼稚園跡地に係る所有権取得裁判	860,000円
教育費／教育総務費／就学前教育・保育施設整備交付金事業	18,095,000円
災害復旧費／公共土木施設災害復旧費／公共土木施設災害復旧事業	34,200,000円

2. 令和5年度高取町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

《予算委員会》

繰越明許費	70,000,000円
繰越額	70,000,000円

(繰越額内訳)

下水道事業費／下水道事業費／社会資本総合整備事業	70,000,000円
--------------------------	-------------

日程14 「報第11号 高取町土地開発公社の経営状況について」

《総務経済建設委員会》

- ・高取町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度決算及び令和6年度予算に関する報告を行うものです。

<総務課>

日程15 「議第1号 令和6年度高取町一般会計補正予算（第1号）」

歳入歳出予算の補正

補正予算額	162,402千円
(財源内訳)	
国庫支出金／国庫補助金	116,389千円
諸収入／雑入	5,000千円
町債／町債	30,000千円
繰越金／繰越金	11,013千円
補正後予算総額	4,275,902千円

《予算委員会》

- ・一般管理費において、土地開発公社の保有する土地中の廃棄物について、和解調書に基づき撤去請求の訴訟を提起するとともに、元理事長との訴訟判決に基づき強制執行を行うための経費を土地開発公社に補助するため、負担金、補助及び交付金8,783千円を増額補正するものです。

<総務課>

- ・一般管理費において、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業について、清水谷区自治会及び越智自治会が公民館備品の整備で行うために申請した一般コミュニティ助成事業が採択されたことから、負担金、補助及び交付金5,000千円を増額補正するものです。

<総務課>

- ・一般管理費において、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分（低所得世帯支援枠3万円給付分）の精算に伴う返還金として、償還金、利子及び割引料1,430千円を増額補正するものです。

<総務課>

- ・企画総務費において、2025年大阪・関西万博の開催にあたり、「オール奈良」の体制により万博会場での催事や県内誘客の機運醸成等に関する事業を展開していくため、負担金、補助及び交付金800千円を増額補正するものです。

<総合政策課>

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費において、電力・ガス・食料品等の物価高騰の負担が大きい低所得者の負担軽減を図るため、新たに令和6年度に非課税等になる世帯に対して1世帯当たり10万円の支給及び該当の世帯の18歳以下の児童1人当たり5万円及び定額減税調整給付金として4万円の支給を行うため、各費目合計116,389千円を増額補正するものです。

<福祉課>

- ・都市計画整備事業費において、壺阪山駅周辺整備を行うにあたり、用地を確保する必要があるため、各費目合計30,000千円を増額補正するものです。

<事業課>

日程16 「議第2号 高取町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、課税免除の対象となる設備の取得期限を令和8年3月31日まで延長するため、条例の一部を改正するものです。

<税務課>

日程17 「議第3号 高取町子ども医療費助成条例の一部改正について」

《教育厚生委員会》

- ・子ども医療費助成について、現物給付の対象年齢が18歳までに拡大されることに伴い助成金の支給にあたり医療機関等からの報告をもって対象者からの申請があったとみなす対象の範囲を乳幼児から18歳までの子どもに拡大するため、条例の一部を改正するものです。

<住民課>

日程18 「議第4号 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について」

《教育厚生委員会》

- ・ひとり親家庭等医療費助成について、現物給付の対象年齢が18歳までに拡大されることに伴い、助成金の支給にあたり医療機関等からの報告をもって対象者からの申請があったとみなす対象の範囲を未就学児から18歳までの子どもに拡大するため、条例の一部を改正するものです。

<住民課>

日程19 「議第5号 高取町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」

《教育厚生委員会》

- ・心身障害者医療費助成について、現物給付の対象年齢が18歳までに拡大されることに伴い、助成金の支給にあたり医療機関等からの報告をもって対象者からの申請があったとみなす対象の範囲を未就学児から18歳までの子どもに拡大するため、条例の一部を改正するものです。

<住民課>

日程20 「議第6号 高取町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について」

《教育厚生委員会》

- ・高取町指定の可燃物ごみ袋に新たに小さいサイズの袋を加えるため、条例の一部を改正

するものです。

<住民課>

日程 2 1 「議第 7 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更に
ついて」

《教育厚生委員会》

- ・地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約に解散に伴う事務の承継についての規定を加える変更を行うことについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものです。

<住民課>

日程 2 2 「議第 8 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散につい
て」

《教育厚生委員会》

- ・地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散することを構成市町村の協議により定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

<住民課>

日程 2 3 「議第 9 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う
財産の処分について」

《教育厚生委員会》

- ・地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分について、構成市町村の協議により定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

<住民課>

令和6年高取町議会第2回定例会（追加分）提案理由説明

本定例会に追加上程いたします議案は、議決案件1件です。

なお、本議案につきましては、後日所管の委員会で担当課長から詳細を説明いたします。

追加 日程1 「議第10号 高取町国民健康保険税条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・令和6年度税制改正に伴う地方税法の一部改正が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、同法の規定に基づく24万円への引き上げを行いました。奈良県における課税限度額の設定につきましては、県が、国民健康保険法第82条の3第1項の規定による市町村標準保険料率を算定し、同条第3項に基づく通知を行う日において施行されている政令で定める額と同額とするとされているため、通知日である令和6年2月14日時点での課税限度額である22万円とするため、高取町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

<税務課>